

ナイジェリア投資ガイド

2017年10月

日本貿易振興機構（JETRO）

ラゴス事務所・ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所およびラゴス事務所が、Clyde&Co 法律事務所ドバイ事務所が発行する Africa Investment Guide 2016 の内容を基に、翻訳を行い情報を更新して作成したものです。

掲載の情報は 2017 年 10 月時点のものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは Clyde&Co の判断によるものを含んでおり、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

JETRO および Clyde&Co は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロおよび Clyde&Co がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問合せ先

日本貿易振興機構（JETRO）
ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課
E-mail：BDC@jetro.go.jp

JETRO ドバイ事務所（E-mail：UAD@jetro.go.jp）
JETRO ラゴス事務所（E-mail：NLA@jetro.go.jp）

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 投資見通し | 4 |
| 企業形態 | 4 |
| 投資促進とインセンティブ | 6 |
| 入国管理、雇用 | 7 |
| 不動産 | 8 |
| 出資、為替管理 | 9 |
| 税制 | 9 |
| 紛争解決 | 11 |

ナイジェリアは、アフリカ最大の人口・経済大国である。法制度はコモンロー、慣習法、（主に社会、家族の問題で適用される）イスラム法で構成される。最高の司法機関はナイジェリア最高裁判所である。

｜投資見通し

生産量世界13位（2016年）の産油国ナイジェリアは数十年にわたり、政府歳入と輸出の大宗を石油に依存してきた。2015年3月に選出されたムハンマド・ブハリ大統領は、外貨獲得手段としての石油への過度の依存から脱却したい意向を表明した。ブハリ政権は、農業を新たな重点分野とし、各種助成金の投入や投資インセンティブの拡大などを発表した。また2016年、鉱物資源省（現鉱物鉄鋼開発省）の主要人事が刷新され、鉱業の改革に取り組む姿勢が示された。さらに、政権発足から数ヶ月の間にブハリ大統領は製造業部門における国際的な事業者・投資家と接触し、雇用創出の潜在性に言及した。独立以降、歴代政権は経済多様化の必要性を謳ってきたが、抜本的な対策は実施されなかった。だが最近の石油価格下落により財政逼迫と通貨ナイラ的大幅安、外貨不足が起きており、ようやく経済多角化に向けた踏み込んだ施策が取られる可能性がある。

大きな成長可能性があるナイジェリアの産業は次のとおり。

- 不動産（中産階級の増加、都市への人口流入、人口増加のため）
- インフラ（特に電力・輸送）
- 消費財と小売業
- 食品、農業
- 情報通信技術

｜企業形態

2004年制定の「会社および関連事項に関する法律（Companies and Allied Matters Act of 2004: CAMA）」が会社に関する法規である。CAMAに基づき、連邦政府が認可した独自プロジェクトや特定のプロジェクトを除き、同国で事業展開したい外国企業はナイジェリア籍の法人を設立しなければならない。

ナイジェリアで一般的な会社形態は次のとおり。

有限責任会社（Company Limited by Shares : Ltd）

別個の独立した法人として訴訟の当事者となれる会社形態で、各構成員が負担する債務はその保有株式のうち払込み前の資本に限られることが覚書および定款で規定される。公開（Public）・非公開（Private）のいずれの形態もある。

無限責任会社 (Unlimited Liability Company)

財務諸表を公告、発表する必要がないため財務内容の公表を望まない当事者が選ぶ会社形態である。また、有限責任会社の形態での事業運営が難しい場合や実務にそぐわない場合にも活用される。

インコーポレーテッド・トラスティ (Incorporated Trustee)

労働組合、地域組織、社会クラブ、専門家が運営する非政府組織 (NGO) などの非営利組織に活用される会社形態である。ナイジェリアで NGO は有限責任保証会社 (後述) かインコーポレーテッド・トラスティとして登録される。

個人事業/商号 (Business Names)

CAMA に基づき、個人事業は商号として登録できる。商号は一人または複数の個人による保有が可能で、株式資本は必要ない。

パートナーシップ

CAMA に基づき、パートナーシップは商号として登録できる。ラゴス州に限っては、2003年制定のラゴス州パートナーシップ法 (2009年改定) に基づく有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership : LLP) の登録もできる。LLP は複数の個人が営利目的で合法的事業を行うために設立される。

有限責任保証会社 (Company Limited by Guarantee: Ltd/Gte)

主に非営利組織で活用される。

設立手続き¹

| 項目 | 所要時間 | 概算費用 (米ドル相当額) |
|--|--------|-------------------------|
| 法人法規委員会 (Corporate Affairs Commission : CAC) による商号の使用可否の調査 | 3~5 日 | 商号の登録手数料 1 つにつき 500 ナイラ |
| CAC への会社設立申請 | - | 資本規模により異なる |
| 連邦内国歳入庁 (Federal Inland Revenue Service) への会社登録 (納税完了通知書取得のため) | 3~7 日 | - |
| 内務省への申請 (外資による国内事業の恒久的な運営/事業認可取得のため) | 4~7 ヶ月 | 認可にかかる費用は約 1,000 米ドル |

¹ 費用や所要時間は、有限責任会社の設立に関する一般的な事例に基づくものである。これらは設立の内容によって異なり、規制が厳しいセクターには該当しない場合がある。

| 投資促進とインセンティブ

ナイジェリアでは産業開発（所得税軽減）法（The Industrial Development (Income Tax Relief) Act）に基づき、政府から投資促進用の税務上のインセンティブが受けられる。その中には、認定された産業で免税措置が与えられる「パイオニア・ステータス」などがある。指定された産業に該当する会社に 3 年間の免税期間が与えられる（最長 2 年間延長可能）。2015 年、石油・ガスが明示的にパイオニア税控除の対象産業となった。廃油（低品質オイル）の精製やリサイクルに携わる産業、ガスの製造販売に携わる企業も優遇税制の適用対象となる。

ナイジェリア投資促進委員会（NIPC）は同国の外国投資の促進、調整、監視のために設立された。NIPC について定める法制（NIPC 法）は比較的自由主義色の強い投資ルールを規定しており、外資 100%の企業を認めている。石油・ガス産業はその唯一の例外で、地場資本との合弁による事業会社設立か生産物分与方式による契約しか認められていない。NIPC 法では不当な財産の没収に対して一定の保護措置が講じられているほか、資金の自由な移転も保証されている。また、投資家に対する補償についても、国際基準に準じた妥当な金額が定められている。また、投資における内外無差別の基本原則も規定されている。さらに NIPC は、後述のとおりさまざまな優遇税制措置を講じている。

ナイジェリアでは、NIPC 法以外にも特定地域の投資促進のための法制がある。石油・ガス輸出フリーゾーン法（Oil and Gas Export Free Zone Act）に基づき、フリーゾーン内の全活動を管理、制御、調整する石油・ガス輸出フリーゾーン庁（Oil and Gas Export Free Zone Authority）が創設された。石油・ガス輸出フリーゾーンは Onne（ポートハーコート近辺）、Warri の港湾地域に存在し（ただし Warri の特区は一時操業停止中）、このほか Brass および Ibaka にも設立を予定している。このフリーゾーンへの大規模投資を優遇・促進するためにナイジェリア政府が提供するインセンティブは次のとおり。

- ・ 所得税の非課税
- ・ 資本と利益の 100%本国送還
- ・ 特区に輸入された製品の出荷前検査の免除

石油・ガス輸出フリーゾーン以外にも、ナイジェリア政府は企業が活動しやすい環境を整備するため、次のようなインセンティブを規定したフリーゾーン法を採択した。これらのフリーゾーンは全国に大小 15 余り存在し、ナイジェリア輸出加工区庁（NEPZA）が所管するが、開発・運営には州政府や民間事業者も参画している。

- ・ 連邦、州、地方自治体レベルの諸税、固定資産税、関税、賦課金の完全な免税
- ・ あらゆる認可、営業許可、設立書類承認のワンストップサービス
- ・ 再輸出用に輸入される原材料に係る関税・諸税の免除

- ・ 資本財、消費財、部品、機械、設備、家具の輸入免税
- ・ 製造品、組み立て品、輸入品を 100%ナイジェリア国内市場で販売する許可
- ・ 国内市場で販売する際、フリーゾーンにおける財の輸入税の課税標準は最終製品でなく組み立てに使用される原料や部品の価額とする
- ・ 外資 100%による投資
- ・ 資本、利益、配当の 100%本国送還
- ・ 輸出入に関連する全てのライセンス取得の免除
- ・ 外国人雇用割当規制の免除
- ・ ストや工場閉鎖の禁止
- ・ (工場等) 建設開始後から 6 ヶ月間の地代の免除

Ⅰ 入国管理、雇用

2004 年制定の労働法がナイジェリアにおける労働法規の基礎となるが、英国植民地だった経緯から英国のコモンローに基づく原則が今も通用する。労働法が適用されるのは、主に肉体労働者や、事務職以外の単純労働に従事する労働者だけである。これ以外の従業員の労働条件は、個別の雇用契約に規定される。

状況によって、企業は直接雇用ではなく契約社員や業務委託といった形態を選択する。この場合、契約社員ないし委託相手の立場は、雇用主による管理・監督の度合いによって変わってくる。当該契約社員ないし委託相手が不正行為を働けば、雇用主は代替的に賠償責任を負う。

外国人従業員の認可は連邦内務省 (Federal Ministry of Interior) が管轄する。外国人を雇用するには「外国人雇用割当 (expatriate quota)」を申請し、内務省から認可を得る必要がある。雇用主はこの雇用割当を遵守しつつ、承認を得た業務について、規定されている期間、外国人を雇用できる。

ビザは滞在期間により 2 種類ある。短期滞在の場合、雇用主は該当する従業員のために短期労働許可を申請し、認可を受ける。短期労働許可はシングルビザ (一次査証) で、有効期限は 3 ヶ月。短期ビザの取得に回数制限はなく、ビザの発行要件を満たす外国人は何度でも短期ビザが申請できる。

長期滞在については、雇用主企業は「STR (Subject-To-Regulation)」ビザを申請し、その後外国人雇用割当を申請・取得しなければならない。割当の申請書には、駐在員が従事する予定の業務を記載する。ナイジェリア到着後、従業員は労働・居住許可を申請し、ビザを有効化する必要がある。従業員は渡航に先立ち、赴任前居住国のナイジェリア大使館または領

事館で、自身（および帯同家族）がナイジェリアに入国するための STR ビザの発給を申請する。通常、同ビザの有効期間は 3 ヶ月で、その間にナイジェリアに入国し、居住許可を取得する。外国人雇用割当によって認可された職業に従事する場合、居住許可は通常 2 年間有効で、それ以上にわたる場合は更新手続きを行う。

年金について定める主な法規は、2004 年年金改正法である。5 人以上の従業員を雇用する企業は年金基金管理者が運用する拠出型年金制度を創設しなければならない。最低拠出金は総額で従業員の月額給与の 18% 以上であり、10% が企業（雇用主）負担、8% が従業員負担となる。また、企業は従業員のために年収の 3 倍を最低保険金額とする生命保険にも加入する。

労働法は、ナイジェリアで労使の雇用関係を規定する基本法規である。ただし前述のようにその適用範囲は狭く、同法の中で「Workers」と表現される肉体労働者や単純労働者に限られる。このため職階の低い従業員しか同法の対象とはされず、（専門職、管理職、上級管理職といった）職階の高い従業員は対象外である。同法では雇用契約が終了する時について、企業側か従業員のいずれか一方が契約の終了を通知し、その通知期限を迎えた時、または従業員が死亡した時と規定している。

従業員が同法の適用範囲外の場合、雇用契約と就業規則が契約終了について規定する。通常、こうした就業規則には従業員による解雇につながりかねない深刻な行動が規定されている。例として、窃盗、不正、贈収賄、甚だしい反抗などがある。

なおナイジェリア最高裁判所には、従業員の解雇理由の開示が雇用主に求められなかった判例が数多くある。このため、従業員との労働契約の条件が遵守されている限りにおいて、雇用主はいつ、いかなる理由によっても、あるいは理由がなくても、雇用契約を終了できる。

契約が雇用主側から不当に終了されたか、契約で規定された手続に従って終了されなかったと主張する従業員は、訴訟を起こすことができる。この場合、雇用契約の内容を裁判所に説明し、どのような形でかかる条件を雇用主が遵守しなかったかを証明する責任は、申し立てる従業員側にある。

｜不動産

外国人土地取得法 (Acquisition of Lands by Aliens Law) は外国人による土地の取得を規制、制限する法規である。同法では、外国人および外国人保有株式が過半数を占める企業による土地の絶対的所有を禁じている。使用権などの権利を取得する際には、書面による州知事の事前認可が必要となる

こうした土地所有権の制限は、土地用法（Land Use Act）に基づき、ナイジェリア人にも適用される。同法はナイジェリア人による土地の絶対的所有の概念を廃止して、占有権に置き換えた。さらに土地に関するあらゆる取引について、州知事の認可が必須である。

｜ 出資、為替管理

5,000 米ドルを超える外貨をナイジェリアに持ち込む場合、入国者は到着空港等の入国場所
で超過金額部分について申告しなければならない。投資のための外貨は、ナイジェリア中央
銀行が認可した銀行経由で持ち込む。認可銀行は投資家に対し 24 時間以内に資本導入証
（Certificate of Capital Importation：CCI）を発行する。

出資のためにナイジェリアに外貨を持ち込むには、送金者氏名、送金額、資金の目的、投資
受け入れ企業、投資受け入れを決定した際の受け入れ企業の取締役会決議、の各事項が明記
された送金通知書が必要である。

ナイジェリア法では設備・機械、原料の現物出資も認められている。

｜ 税制

ナイジェリア企業は石油ビジネスに関わっているか否かで法人税法（Company Tax Act）か
石油利益税法（Petroleum Profits Tax Act）のいずれかが適用される。企業に主に適用され
る税は次のとおり。

法人所得税

石油の採掘に関わらない企業は年間利益の 30%の法人税と 2%の教育税が課される。次の
場合、国外の企業の利益も課税対象となる。

- ・ 国外の企業がナイジェリアに固定的な事業拠点を持つ場合
- ・ 国外の企業がナイジェリアに従属代理人を有している場合
- ・ 国外の企業がナイジェリア国内で建設・エンジニアリング事業を請け負う場合

これらの場合、当該企業の利益のうち、ナイジェリア事業に帰属する利益のみが課税対象と
なる。

石油利益税（Petroleum Profits Tax: PPT）

石油の売買で生じる収入について、営業費用（税法上の控除可能費用）と減価償却費（資本
控除）を控除した後の利益に対し、所定の税率が課税される。生産前の繰延費用回収前の会
社は会計年度 5 期まで課税対象利益の 65.75%、その後は 85%の PPT が課税される。PPT
に加え、上流部門の採掘企業はナイジェリア連邦政府にロイヤルティーを支払う。ロイヤル

ティーの料率は陸上油田と水深 100 メートル超の海底油田で異なり、前者は採掘した原油またはガスによる収益の 20%、後者は 16.67%とされている。

PPT の定義上、下流部門の石油製品販売業やガス製品関連企業は、対象企業とはみなされない。

個人所得税

個人所得税は累進税率である。その実効税率は次のとおり。

| 年間課税所得 (ナイジェリア・ナイラ) | 税率 |
|---------------------|-----|
| 0~300,000 | 7% |
| 300,001~600,000 | 11% |
| 600,001~1,100,00 | 15% |
| 1,100,101~1,600,000 | 19% |
| 1,600,001~3,200,000 | 21% |
| 3,200,001 以上 | 24% |

源泉徴収税 (WHT)

個人および法人は、下記の表の種別に応じた税率に従って、源泉徴収税 (WHT) を支払う。WHT は、対価支払い元の法人・個人が、支払い先である本来の納税者が受け取る金額から源泉徴収し、納税する。外国の法人・個人に対する WHT は、当該外国法人・個人の所得に対する最終的な課税額となる。租税条約締結国の外国企業に課税される WHT は、10%から 7.5%に税率が軽減される。

| | 種別 | 税率 (法人、%) | 税率 (個人、%) |
|---|-----------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 利息、賃料、配当 | 10 | 10 |
| 2 | ロイヤルティー | 10 | 5 |
| 3 | 建築・建設料 | 5 | 5 |
| 4 | 通常業務の売上以外のすべての種類の契約および代理店契約 | 5 | 5 |
| 5 | コンサルタント料 | 10 | 5 |
| 6 | マネージメントサービス料 | 10 | 5 |
| 7 | 技術サービス料 | 10 | 5 |
| 8 | コミッション料 | 10 | 5 |
| 9 | 役員報酬 | 10 | 10 |

｜ 紛争解決

訴訟

商事紛争は法廷訴訟か、仲裁、和解、調停といった裁判外紛争解決手続（ADR）によって解決できる。訴訟は、治安裁判所／地方裁判所（小口の訴訟）、高等裁判所（連邦高等裁判所か州高等裁判所）、証券訴訟を扱う投資証券裁判所（Investment and Securities Tribunal）、労務訴訟を扱う国家産業裁判所などの専門的な裁判所において行われる。治安裁判所／地方裁判所の決定は高等裁判所に控訴可能で、高等裁判所と投資証券裁判所の決定は控訴院に控訴可能である。

ナイジェリア最高裁判所は最上位の裁判所であり、あらゆる訴訟に最終的な判決を下す。

仲裁

仲裁・和解法（Arbitration and Conciliation Act）に基づき、ナイジェリアはニューヨーク条約の締約国であり、外国での仲裁判断が国内でも執行される。

国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が定めた UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法に基づいて策定された仲裁・和解法は、仲裁と和解を通じて商事紛争を解決する法手続を規定している。ナイジェリアの裁判所は次の場合を除き、仲裁合意を拘束力のあるものとして扱う。

- ・ 当事者双方が、仲裁合意の取り消しに合意した場合。
- ・ 損害を訴えられた側が裁判に持ち込み、これに対して損害を訴えた側が一定期間内に意義を申し立てなかった場合。この場合、仲裁合意は破棄されたとみなされる。
- ・ 紛争の対象となっている事柄が、仲裁によって解決不可能な場合。

また、ナイジェリアの金融・経済の中心地ラゴス州には、ラゴス州仲裁法という州独自の仲裁法がある。同法は海外での商事仲裁の裁定について、法域や地域を問わずそのまま認めると規定しているため、同法に基づいた商事仲裁手続は、海外での仲裁結果をナイジェリア国内で執行する上で最も簡便な選択肢である。海外での仲裁結果の執行をラゴス州高等裁判所に書面で申請し、それが認められると、同裁判所の判決と同様の効力を持つことになる。

投資紛争解決国際センター法は、同センター（ICSID）の仲裁判断がナイジェリアの最高裁判所の判決と同等の効力を持ち、当事者が執行を申し立てられることを規定している。これは、ICSID の仲裁判断に対する控訴権は存在せず、明らかに他の仲裁裁判所の裁定に比べて優位であることを意味する。

ナイジェリア投資ガイド

2017年10月作成

日本貿易振興機構（JETRO）ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL : 03-3582-5170